

市役所の労働組合で唯一のHPに2万超すアクセス

どうして、いわゆる「厚遇な職員福利厚生」が生まれてきたのか

大阪市のいわゆる「厚遇な職員福利厚生」は、第1に1970年代後半の自民党政府の一時金減額攻撃による一時金の一部を「福利厚生事業への転換」してきたものであり、第2に1989年の国並みに退職金減額攻撃に対する「懸案事項」の具体化であり、いずれも長年の市当局と「市労連」との労使交渉で得た合意でありました。

この2つの問題が生じた当時、私たち市労組の先輩たちは市職、市従の組合員であり、しかもこうした市当局と市労連と

の交渉決着に対して「妥結内容が公表部分と、非公表部分つまりヤミ給与になるではないか」と激しく批判する、いわゆる反主流派でした。

しかし、この時点では、市労組は存在せず、反共主義と労資

協調主義路線にもとづく労働戦線再編に反対し、当時マスコミを騒がせた1989年の公金詐取事件で、市政刷新を契機とした市職、市従から訣別した自治労連・大阪市労組の結成（1990年7月）まで待たねばなりません。

したがって、労使の合意は市当局と市労連とで行われ、私たち市労組の先輩たち、いわゆる反主流派は労使交渉の場には参加することができませんでした。しかし、今日までこの問題を引き摺ってきたことについては市労組もその責めは免れないと考えています。

では返還も含めて改善をはかっていきます。

(2) 職員の賃金にかかわる特別昇給については市当局に規則化を求めていきます。

(3) 特殊勤務手当については、水道局、交通局をのぞく市長部局では、2001年3月にすでに見直しを行い、条例化も完了していますが、適正化が必要なものがあれば労使協議をしていきます。

(4) 管理職手当については条例化も行い、正当性を持つものは別個の問題として、そのあり方について協議に応じていくつもりです。

(5) 福利厚生事業については、個々に適正化のため対応していきます。

(6) 条例化していない職員の団体生命共済、「市職員互助組合連合会」の給付金について適正化に応じていきます。ただし、給付金については、職員もこれまで掛け金を支払っており、この点を考慮して改善にあたります。

各紙は連日、大阪市の職員福利厚生事業を全般にわたって批判しています。批判を浴びている大阪市労連とは別に、市高教、市教、市障教、学現労などと一緒に市労組連をつくり、その書記長組合として奮闘している大阪市労組のホームページを追ってみました。

職場はいま

100

職・場・メ・モ

大阪市役所の労働組合で唯一ホームページを開いている自治労連「大阪市役所労働組合」(略称・大阪市労組)に対して市民からのアクセスが2ヶ月間で2万件を超えた。500通を超えるメールには、当局も労働組合も同じ過ちを犯し、自浄能力がないなどの批判的意見、労働組合として「職員厚遇」について改善策を打ち出すべき、そして激励もあるという。市労組は、こうした指摘を真正面から受け止め、この問題を大阪市のあり方、公務員のあり方をめぐっての重要な問題として捉え、市民奉仕のため積極的に働くためにも労働組合としての弱点や欠陥に対して厳しい自己点検を加え、大胆に克服するとしている。

市民に信頼される大阪市に 新たな決意で奮闘を

大阪市労組



資金と福利厚生事業にかかわる問題を適正に解決します

(1) 「カラ残業」問題について

「適正化で生み出した財源は市民の福祉・くらしへ」が市労組の考えです

市労組は適切でないものは見直し、それによって生み出した財源は市民の福祉・くらしへま

わすことを市当局に求めます。さしあたって、今大阪市がすすめるようとしている「70歳以上の市民の市交通無料パスの見直し」(81億円)や「生活保護受給者への上下水道料金減免のカ

ツト」(5億円)、「保育料の値上げ」などの実施にストップをかけ、市民福祉に直結する部門に税金を投入することを市当局に求めます。今、「職場を変える」ため積

極的な行動を広げるチャンスです。2月13日には大阪市自治研究集会も開催し、市民との意見交換を行ってきました。市労組の提言「憲法・地方自治を生かした21世紀初頭の目標・こんな

大阪市と日本をつくりたい」(構想案)をもとに、対話を通して「市民のため良い仕事をしたい」と願う職員の心を広く結集し、ひきつづき市政刷新のため奮闘する決意です。

適正化で生み出した財源を市民の福祉・くらしにまわすために

大阪自治労連自治体リストラ闘争交流集会が1月16日開かれた。集会で出された攻撃やたたかいの特徴などを拾ってみた。

公然と「民業の育成」として住民福祉から手を引く自治体

府下の自治体では厳しい財政状況を反映して、住民の福祉、職員の賃金・労働条件、人員の切捨てをすすめるようとしている。自治体は住民福祉から完全に手を引き、民間企業の営利の対象に提供することを、「民業の育成」として公然と行方方針で打ち出す自治体も現れている。リストラの内容も、従来のサービスの切捨てにとどまらず、自治体の役割まで変質させるものになっている。

ある自治体では、税務の職場に民間の派遣労働者が入り、数力月のうちに業者の都合で全員が入替わってしまった。ある自治体では建築確認業務の9割近くを民間が行うようになり、自治体でその業務に携わる職員が減少したり、ひどい場合はいなくなる事態まで生まれている。こんな状況がすすめば、業務に対する自治体としての監督、指導ができなくなる。自治体は現場の住民の実態や声が

自治体の役割まで変質させる攻撃とどうたたかうか

——自治体リストラ交流集会より

つかめなくなり、ノウハウの蓄積がなくなり、もはや住民サービスを担う能力すら喪失する事態になりつつある。

住民とともにたたかって前進も

一方、住民との共同で前進を切り開いている経験も生まれている。

市町村合併では、国や大阪府による執拗な合併の押し付けにもかかわらず、住民投票まで実施をして、堺市と美原町を除き、住民自治が発揮され「合併をしない」選択をした。

アウトソーシング最前線の堺市では図書館の指定管理者制度化に対して利用者、市民と市職労が共同した闘いをすすめる、来年度からの実施を断念させた。この教訓は、当局の民営化攻撃に対して、その内容や特徴を住民の立場から明らかにして、住民・利用者とともにたたかってきたことにある。

「住民の利益、権利を中心に」といえず、憲法にもとづく地方自治体の役割を發揮させる要求・政策をかけたたたかうこと、「運動と実践を通して」「この仕事は自治体の責任で、専門性を持った公務員がやるべきだ」と住民に実感をもって受け止められる状態をつくること」が強調された。

いま私の出番です!!

松原市職労 青年部長 西田 浩士さん



改憲を許さないために何かやらなあかん

いと交流できたことも良かった。視野が広がった」と話す。

今、西田さんは松原市職労の青年部長。憲法9条が変えられ、平和と安全、国民の様々な権利が踏みじられ憲法の骨組みが崩れます。その最大の被害者は青年だ。セミナーをきっかけに、「改憲を許さないために何かやらなあかん」と熱く語る。次代をなう役員育成は着実にすすんでいる。

改憲を許さないために何かやらなあかん

役員セミナーで視野が広がった

改憲を許さないために何かやらなあかん